

第 37 回津地区合併協議会（法定）

会 議 録（要旨）

日 時 平成 17 年 4 月 14 日（月）午後 1 時 30 分～
場 所 津市役所 8 階 大会議室
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

それでは、皆さん一言ご挨拶を申し上げまして、議事に入りさせていただきたいと
思います。今日は 37 回、川上申しておりますけれども、新年度に入りましての、初
めての協議会でございます。お忙しいところ、本当にありがとうございました。それ
で、色々と、4 月 1 日のスタートの合併でしょうか、全国の様子なんかを色々ご覧
になったと思います。170 位ですか、市町村が合併したケースから始まるんですけれ
ども、特例法の期限といいたしめようか、措置期限が終わりましたところで、どうやら
1822、これが平成の大合併の姿になったと思います。3000 幾つありましたから、それ
が 1822 になったというのが、我々も、色々皆さんにご努力をいただき、進めて参り
ました。これは津地区の合併ですけれども、そういうような形の、1 つの形勢であっ
たと、こんなふうに思います。色々、それぞれの地域の、それぞれの課題というの
が報道されておると思います。その一つひとつは、地域によっても、今までの経過に
よっても、みんな違うんですけれども、私たちにとっては、いい勉強材料といいまし
ょうか、一つひとつの事例も、皆、我々が、これから、来年の 1 月 1 日に向けて仕事
をしていくのに、考えていかなきゃならん、本当に、お手本だと思います。いいお手
本もあるし、ああいうふうにはやってはいかんというふうなお手本もあり、色々なん
ですけれども、私たちも、本当に、一つひとつを真摯に緊張して、そして勉強してと、
こんなふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと
思います。とにかく、非常に大きな、今の我々がスタートをしていく新しい市にとって、責任を持つ
と、持たなければならんということは、これはひしひしと
思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと
思います。それで、今日は、前にお話をいたしました組
織・機構の素案につきまして、色々ご議論をいただいたところ、それから、まだや
っていったところ、それぞれでございますので、全て終わったというお話で
はございません。ですから、それぞれの団体の結論というのは、今日は、なかなかお
伺い出来ないと思いますので、今まで、おやりになった過程で出て参りましたご意見、
考え方といいたしめようか、こういうのもあったよということやら、それから、それぞ
れ首長さん、議長さん方に、議会での議論の受け答えをしていただいております
んですけれども、こういうような考え方があり、質問があつて、そのへんのところへの
答え方としては、どうなんでしょうと、どういうふうに、これから、この協議会の考
え方というの、皆さんに説明していいいでしょうかとか、そんなような点で、
ご質疑もあろうかと思っておりますので、それぞれ、お答え出来るものはお答えし、また、
これからすぐでも、専門部会、幹事会でやらなきゃならんものは、そういったとこ
ろを、また、詰めていく、そんなような協議にさせていただけたらと思
います。

それから、新しく組織・機構というのが、そういうような格好で、議論の過程でありますけれども、かたわら、関係なく、関係なくといったら変ですけれども、それはそれとして、そして、こっちの問題もというふうな、市章を募集していくとか、そんなような事柄も、並行してご相談をしていきたいと思っておりますので、今日は、よろしくお願いをしたいと思っております。それでは、以上、ご挨拶といたしまして、早速、はじめさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。それでは、会議次第第3に入ります前に、協議会規約第9条第2項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、これより、会議の進行を議長にさせていただきます。

会 長 はい、それでは、津地区の合併協議会規約第9条第2項によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事運営につきまして、格別のご協力をお願いを申し上げます。

それでは、今日は、24人の方のご出席で、これも規程を満たした形になります。当会議が成立しておりますことをご報告を申し上げます。それから、今日の会議録の後刻、サインをお願いしたいんですけれども、一志町長の前山委員さん、それから白山町の西森議長さん、それから、3号委員からは鈴木委員さん、お三方をお願いを申し上げます。

3 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第105号 現金保有金融機関の預金科目の変更について
- ・報告第106号 町、字の名称について

会 長 議事に入ります。まず、報告第105号につきまして、事務局から説明をいたさせます。

事務局長 報告第105号、現金保管金融機関の預金科目の変更について、ご説明をいたします。2頁をご覧ください。津地区合併協議会では、構成市町村からご負担をいただいた負担金等につきまして、津地区合併協議会財務規程第6条第2項に基づきまして、百五銀行津市役所出張所を、現金保管金融機関として、普通預金口座で保管して参りましたが、平成17年4月1日のペイオフ全面解禁に伴いまして、公金の安全性の確保の観点から、預金保険制度により、全額保護対象となる決済用普通預金で保管していくことにいたしましたので、ご報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

会 長 只今のご説明いただきました決済用普通預金で運用していきたいと思っておりますが、何かご意見ございましょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、105号につきましての、預金科目の変更につきましては、原案のとおりの内容でご承知をいただきました。

それでは、次に、報告第106号、町、字の名称について、事務局からご説明をいたしたいと思っております。

事務局長 報告第106号、町、字の名称について、報告内容を説明いたします。4頁をご覧ください。町、字の区域及び名称の取扱いにつきましては、平成15年10月9日開催の第11回協議会で確認をいただいております。その内容は、1として、町、字の区域は、従前のとおりとする。2、町、字の名称については、津市以外の市町村は、原則として従来の町、字名の前に旧市町村名をつけた町名として、地域住民の意向を尊重し、調整するものとするということになっております。各市町村で確定作業を進めていただき、全ての町村から確定報告を受けましたので、協議会にご報告させていただくものでございます。報告内容といたしましては、町名の考え方として、久居市につつま

しては、他市町村と重複する町名及び旧久居町地域の町名については、「津市久居」とし、他の町名につきましては「津市」とする。例示としまして、旧久居町である久居市東鷹跡町につきましては、津市久居東鷹跡町とし、久居市須ヶ瀬町につきましては、津市須ヶ瀬町となります。河芸町、芸濃町、安濃町、香良洲町、一志町、白山町につきましては、従来の町・字名の前に、旧市町村名を付けた町名とする。例示といたしまして、安芸郡河芸町大字中別保が津市河芸町中別保、安芸郡芸濃町椋本が津市芸濃町椋本、安芸郡安濃町大字草生は津市安濃町草生、一志郡香良洲町が津市香良洲町、一志郡一志町大字井生が津市一志町井生、一志郡白山町大字南家城が津市白山町南家城、となります。美里村、美杉村につきましては、従来の町、字名の前に、旧市町村の名前を付けた町名といたしまして、美里村を美里町、美杉村を美杉町といたします。例示といたしまして、安芸郡美里村大字五百野が津市美里町五百野、一志郡美杉村竹原が津市美杉町竹原となります。また、新市においては、大字の表示を削除させていただくこととなります。この内容で町名を整理いたしました一覧表を添付しております。一覧表をご覧ください。津市につきましては、町、字の名称は変更しませんので、大字表記のみ削除となります。久居市につきましては、ご覧いただきましたように、従来の町、字の前に久居を含めた町名と、従来の町・字名の前に久居をつけない2種類となります。河芸町、芸濃町、安濃町、美里村、香良洲町、一志町、白山町、美杉村につきましては、従来の町・字名に旧市町村名を付けた町名となっております。これにつきましては、6月1日の協議会だよりで新市の町名を皆様にご報告をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

会 長 只今、町、字の名称につきましては、それぞれの地域でおまとめをいただきましたものを、一覧にいたしまして、ご報告を申し上げます。よろしゅうございましょうか。
(異議なし)

会 長 ということでございますので、ご承知をいただきたいと思っております。原案のとおりの内容で承認といたします。

4 新市の組織・機構について(素案)

会 長 それでは、次に、会議次第の4、新市の組織・機構について素案でございますが、それを議題としたいと思っております。先ほども申し上げましたように、新市の組織・機構につきましては、前回の協議会でご説明をいたしました。それぞれお持ち帰りいただきまして、ご検討をいただいたわけでありまして、色々のご意見・ご質疑があったと思っております。よろしければ、ご発表をいただき、また、これからの、それぞれの団体での議論、そういったものの糧にしていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。それでは、どなたからでも結構でございますので、早速よろしくお願いをします。

西森委員 白山町です。前回、第36回において、組織・機構についての説明がされたわけですが、その中で、我々も持ち帰って、去る4月5日に協議会の後ありまして、その中で、昨年11月に締結されました合併協定書に基づき、特に、地域のサービス機能を確保しながら、管理機能の本庁への集中と、組織のフラット化が図られており、合併の目的の1つでもある、効率的な行政運営が目指されております。その中で、従いまして、基本的に異論等はありませんが、今後検討されず総合支所や、教育事務所、工事事務所における一定の規模、または、一定の金額の権限等につきましては、協定書の方針に基づき、全体のバランスも考慮された上で調整されますよう、要望というほど大きなものではないんですけれども、一応、まとめとして、皆さんにご報告をさせてもらいたいと思っております。以上です。

会 長 ありがとうございます。そうですね、西森さんおっしゃられましたように、まだ、

権限の内容等は、これからという形でございますので、多分それぞれの団体でのご議論の中で、どうなるんやというお話になると思います。わかりました。いかがでございますでしょうか。はい、どうぞ木下さん。

木下委員

よろしく申し上げます。私が関わっている色々なボランティアとか、NPOとか、健康づくりとかやっているんですが、基本政策の中には色々取り入れていただいておりますが、今回、組織・機構の中には、残念ながら、どこでこれは扱っていただけるのかなというものがなくて、それで、ちょっと申し上げさせていただきたいんですが、例えば、基本政策のレベルで、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進というのを取り上げていただきました。ユニバーサルデザインという概念というのは、誰もが住みよい町づくりということなんですが、お話をさせていただきますと、当地域というのは、海から山、川といった自然を含めた、非常に広範囲で地域性が豊かで、非常にこの地域というのは、まさしく多様な人が、それからものというものを認め合う環境にあるというふうに、私は思っております。一方、外に向かっては、なぎさまちといった港が出来ましたし、県の文化施設が多いために、県内各地から県民の方々が来られて、県民の方々からみれば、文化学園都市といったような面を、一面持っているのではないかと思います。まちづくりが具体的にイメージ出来るということは、やはり、私たち市民レベルが非常に町に愛着を持つというふうにも言われています。基本構想にあります、環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都、このイメージを、やはり具限化するには、多様性を認めたユニバーサルデザインの施策というのは、できましたら、ユニバーサルデザイン課というのが出来ても、なんら不思議ではないと、私は考えております。それこそ、県都にふさわしいと思いますし、まさしく、合併によって前向きに変わる一つの指標に見てもらえるのではないかなと思っております。この間、色々の方々とお話をさせていただきまして、地域福祉の中に入れるとか、生活課の中に入れるとか、従来の考えというものが、そういうところに基盤としてあるんですけれど、そのような範疇に、本当に、果たして入るのかどうかということなんです。それは、私がこれまで県の色々なユニバーサルデザインの推進事業に参加して活動して参りましたが、やはり、その一方で、市町村との関係におきまして、時に、福祉課に行ったりとか、防災課に行ったりとか、都市計画課に行ったりとか、建設課に行ったり、それから学校関係もやっておりますので、教育委員会に行ったりとか、非常に横断的に、残念ながら対応していただける課というのがありません。小さな町村は、それでもよろしいんですけれども、大きくなりますと、非常に、それは非効率で、それから、私たちにとっては、やはり活動のエネルギーも失せるというのも正直あります。合併は、先ほど申し上げましたけれど、人的にも財政面からも効率が求められるという点を確認しております。それで、斬新な発想で、やはり、縦割りを超えて、柔軟に対応出来る、時代に即した課というものが無いと、行政と住民との共存が大事と、最近謳われております。住民意識と乖離されたようなものに、やはりなってしまうのではないかなと。

新「津市」というのが、非常により多くの方々に配慮された、ユニバーサルデザインというもののまちづくりをされましたら、先進県、県都としての情報発信の目玉にもなるのではないかなとも考えております。県内では、鈴鹿とか名張とか上野とか松阪とか、四日市、伊勢、鳥羽というのは当然、かなりユニバーサルデザイン、バリアフリーというものの活動は盛んです。正直、津以上に盛んにやっております。具体的に、やはり名前といったところで、課というものはありません。私の一番のライフワークというのは、健康づくりなんですけれども、昨今多くの高齢者の方々は、体のあちこちに色々な問題を抱えながらも、確かに元気でいます。今後、団塊の世代というものが、ここ数年の間にはリタイアされてきます。この世代は、従来の高齢者といわれる色合いとは、とても違っております。最近テレビでも扱われておりますので、情報としては、そのように言われております。自立はもとより、確かに口も元気でし、

体も元気な世代です。そして、福祉の対象でない自立した社会参加を望む高齢者というのが増えてくるというのは、非常に容易に想像が出来るのではないかなと考えております。高齢者の方が自発的に社会参加しようとしても、体力は若者とは正直違います。そこで、配慮が必要です。ただし、没個性という、一律同じような従来型の対応というのでは、やはり残念かと思っております。若者とは違いまして、幾ら元気と言いましても、体力というのは、70歳を例えば比重に考えた場合は、一方は60歳、一方は80歳というふうに、20歳も体力差が出ているというふうに、統計で言われております。このように、個人差は年々出てきますので、やはり、それに即した対応ということが必要なわけで、最近で、例えば、配っていただく資料を見ますと、やはり、字のポイントでいくと、11とか12とか、非常に大きくて、字が見やすくなっています。このように、高齢者に限らず、より多くの方々に配慮された、そうした町づくり、それから色々な商品、そういったものが出てきますと、やはり、それは、強いては、元気な働き盛りの方々にも当然良いことなんだというふうに、私は思っております。私が、実は、高齢者ばかりのことを言っておりますけれども、それが、一番、誰しも明日は我が身ということで、年は取るわけで、一番わかりやすい例ではないかなということで、お話をさせていただいているんですが、やはり、これまでに無いということを始めには、確かに手順を追って、ゆっくりやって、対応してということもありますが、やはり、合併というものが大いにチャンスだと思うんです。ユニバーサルデザイン課というのが作られたとしますと、それこそ、県都にふさわしいと思いますし、三重県自体でも、今推進しているわけですし、まさしく合併によって変わろうという、一つの指標に見てもらえるのではないかなと思っております。是非、これは県都として、その姿を指し示していただきたいなど。それから、合わせまして、素案の最初の方に書いてありますけれど、柔軟に対応する、そのためには、担当制を導入することで、将来においても、個別対応に多様な判断というものが求められる世情で、組織・機構が、真に柔軟な対応をするんだということで担当制というものを導入すると書いてありますが、地域コミュニケーション、施策の中に、ボランティア、NPO活動の支援とか、それから先ほど言った、私が健康づくりを一生懸命やっておりますけれど、そういったものの、この組織・機構を見ますと、果たして、どこへこれは行くのかなと、そういうような新しい、くどくなりますけれど、斬新な対応というのが、やはり求められているのではないかなと、是非そこらへんを考えていただきたいなと思います。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。個々の仕事をどういうふうにして、重点を置いて取り上げていこうかというのは、また、皆さん方からもご意見があるのかなと思います。今、木下さんからは、ユニバーサルデザインという、1つの切り口からのご所見があり、この間も、素案としてご覧いただいた組織の形ですけれども、色々な組み方があるんでしょうけれども、やはり、大方は責任の所在、それから、住民の皆さんに分かりやすく、そういったようなことから、どちらかご覧になれば、仕事の性格で、縦割りという言葉も誤解があるかも分かりませんが、そういうような整理の仕方、しかし、横断的に、どの仕事にも共通して大事なことがあって、それは人権の問題であるとか、男女共同参画問題であるか、色々、どの行政でも、こういったことは、このみちしっかりしていかなといかんよというのは、また、それなりの機構というものを、その中に入れておるわけでして、その一番、今日的な問題で、課よりも、もう一つ大きな取組を、やはり住民の皆さまのためにしていかなきゃならんと思うたのが、僕は、防災危機管理だと思います。これも、下水やら道路やら公安やら福祉やら医療やら、色々な面で、皆こういったような防災の取組というのをしていかなきゃならない、それを1個ずつでなくて、やはり全体に横断的に大きく捉えましょうというのが、これが今日の行政課題かなということで、色々なものがある中で、私は一番、今の木下さんのお話じゃでないけれど、事柄の中で、一番、これをそういう意味

では横断的にとらまえた組織を、今、素案としてご提案しているんですよね。だから、NPOの問題にしたって、色んな問題、ユニバーサルデザインもそうだし、もっともっと他に考えなきゃならんというのは、一杯あるんだけど、それを1つの組織として、じゃあ、行政組織としてくくっていこうかという時には、やっぱり、縦と横のバランスがあり、それから、どの行政を一番大事と見て、単独の、例えば1つの課を置くかという判断になってくると思うんですね。だから、あれこれ申し上げましたけれども、こういったことこそ、横断的にとらまえなくてはならない大事な問題ではないかとか、それから、この問題は、この組織の中で、他の、例えば市民生活と一緒に取り組んでいったほうが、より実効性が持てる、1個単独して取り上げるよりも、そのほうがいいのか、こんなような議論が、また、それぞれ専門部会でも出てくると思います。ちょっと、お話をお伺いしてて、そんなふうに思いましたので、そういうことで次に進ませていただければ、じゃあ、次の方のご意見を。

青木委員 すいません。先ほど木下さんのおっしゃられたことなり、また、近藤市長もおっしゃられたことで、少し、ご意見を申し上げたいと思います。この合併協議会でまとめた新市のまちづくり計画ですね、これにつきましては、新市の運営の基本になるものだ、このように思っております。言うまでも無く、この計画の中身につきましては、市民に対して内容の実現ということが、非常に今後重要なのではないかというふうに思っているところであります。このまちづくり計画の中には、将来像として、環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都と、この実現をとということになっておりまして、それで、その中に4つの基本理念がありますね。その基本理念に15の基本政策というのが決められております。それで、組織・機構につきましては、この、まちづくり計画に挙げられておる基本政策というものを、実現するためのものであると、そのように思っております。基本政策が組織に反映されておると、そういうことが必要じゃないかなと思っております。そうした観点から、今回のこの組織を見てみますと、ユニバーサルの関係は基本政策の1つになっておるということで、その推進について、その政策を反映した組織というものを考えていただいたほうがいいのかないかなというふうに思っております。また、県都といたしましても、県内の各都市とか、全国から、この津市に、色んな交流ということで、これから集まってくると、集まってくることが必要なのではないかなということをおもっております。その新「津市」のこれからの役割とか、機能からいたしましても、ユニバーサルデザインのまちづくりと、それに組みあわせれば、新「津市」として、個性を非常に発揮出来ると、そのようにも思っておりますので、検討していただきたいというふうに思っております。以上です。

会 長 はい、ご所見ありがとうございます。はい、どうぞ。

水谷委員 河芸の水谷でございます。私も前は、組織と機構の問題について素案をいただきまして、議会の中でも十分議論して参りました。特別委員会は4月8日に持ったわけですが、そこで出て参りましたのは、今までの議論を踏まえた上で、確かに、効率よい新市にしていくか、それと同時に、住民の声がどのように反映されていくべきかというようなことを中心に、やはり、それぞれの地域での考え方を示していただくというようなことで、結果的には、9点にわたって出てまして、それについて簡潔に申し上げますと、まず素案の中での、総合支所の組織の問題についてでございますが、これは、本庁以外の他の市町村については、7課1室と4課1室、この、それぞれの分割によって、それぞれの地域の総合的な体制を作っていくということになっているわけですが、私たちが、ここで、色々意見をいただいた中で、やはり、地域それぞれに、これから、どのようなまちづくりがあるかということの、展望に立って、意識的にこういうような考え方が出たという背景には、十分意見調整がされているということは私も理解をしていきたいわけですが、ただ、河芸町は、これから先のことの展望を申し上げますと、杜の街というのが、毎年100戸位の住宅建設が

進んで参りまして、究極には、5000 から 6000 の間、人口が増えるということで、2 万に達するのは間違いないという現状でございまして、そのようなことを考えた場合、より効率的なサービスというものを考えた場合、本当に 4 課 1 室で対応出来るだろうか、こういう問題が、特に顕著に出ておりますのは、河芸町独自の問題かも知れませんが、外人の居住者が非常に多いということもございまして、その対応は本当に多岐にわたるような対策が必要だということもございまして、合体をするような課で、果たしていいだろうかという意見が出ております。従って、そういうことについて、色々と、一考できるような余地があるのかどうか、これは少なからず、これから、予算上の問題も出て参ると思いますが、それは後ほど色々と、そういう討議の場もあるうかと思っております。こが先ず第 1 点です。

それから 2 つ目は、総合支所の職員の配置の問題について、少し触れておきますと、やはり、全体的に、この流れについては、これからの問題ということで十分受け止めておるわけでありまして、ただ、総合支所の役割というものが、これから先、出てくることに伴って、職員の配置というものが、大変、これは、勤めている者の立場からいうと、深刻な問題として受け止めますと、あるいは、その流れに沿って努力しなきゃならないということ、色々あるわけでありまして、現状の窓口サービスということを考えていくと、やはり最低必要な人員は配置されていくということが、もうそろそろ、そういう計画案が出てきてもいいんじゃないかということが出て参りました。

それから、3 点目は、私どもの庁舎は、まだ築後新しいものでありまして、機能的にも、しっかりした内容でございまして。これらの使い方について、何らかの考え方があるのかどうか、今それについては、何もアプローチがされていないということがありますので、少しこの点について、お考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

それから、教育行政の調整の問題ですが、各市町村には、本庁以外に教育事務所の配置は明記されておるわけですが、その教育事務所の機能と申しますか、運営、こういったものについては、新市の中で、例えば、幼稚園・小学校・中学校、こういう一つの流れで考えた場合、十分対応出来るのかどうか、こういう心配が出て参っておりますので、単なる、それは心配の事だけで、流れであってはいけませんので、こういう方法を考えておるんだということで、説明が出来る状況でありましたら、一度伺っておきたい。

それから 5 番目ですね、この組織表の組織、所掌の事務扱いの問題で幾つか出ております。1 つは、都市計画部の中に、これだけは特例事業ということで、ここに挙げているのはおかしいなというような意見が出て参りました。ということは、津駅前北部土地区画整理事務所を配置して、それについての対応をするようになっていくわけですが、各市町村とも大きな事業については、それぞれ持っておると思います。だから特定のものの指定については、どんな意味があるのか、つまり、単なる推進母体であるのであれば、他のところもあるんじゃないかと、こういう話が出て参りますので、特に、その点について、考え方を聞かせ願いたい。

それから、建設部の中の問題でございまして、営繕課というのがあります。この課は何をすることかということでありますが、単なる施設の維持管理とあれば、他の市町村は、もうすでに、そんなんは経費の削減化ですね、民間に委託をしていると、そういうふうに切り替えしてもいいんじゃないかと、わざわざ設けるのはどうということかなということが出ております。再考の余地があるのではないかと、そういった点について、伺っておきたい。

それから、市民部の関係であります、保険年金課、国民健康保険も含んでおるわけですが、それと、健康福祉部に介護保険課、保健センターが配置されております。つまり、これは保険と医療との 2 部にまたがっているということは、非常に円滑な業務とか、あるいは、縦はいいけど横の連絡が密にできないとか、こういうことに、多くの自治体が、出来るだけ一本化にしようというような流れがある中で、今回の原

案は逆行しているではないか、だから、当然、スムーズに行政の処理をしようということであれば、1つの部にまとめたらどうか、そういう意見が出ております。従って、そういう点について、問題があるのか無いのかということから含めて、話を伺っておきたい。

それから、6点目について、児童福祉、母子福祉の問題でございますが、本庁の健康福祉部の中に、これは新設部分で評価が出ている部分ですが、こども家庭課というのが出ております。これは、ちょっと、家庭課という名称は、今の時には、もう合わないのと違うか、子育ての支援室というのがいいのではないかという意見がありまして、やはり、行政、特に母子の皆さん方から見ると、そういう名称で、実施されたほうが、より実感が強い、そんなことも出ております。同時に、市民福祉課という中で、問題が総合支所の中でも、業務一体としてやれるのかどうか、これについては、特に対応出来るような、そういう部門を独立させてもらうようなことは出来ないか、こういうふうなことが出て参っております。考え方について、お尋ねしておきたいと思えます。

最後になりますが、安芸水道事務所の問題であります、どこかに場所を設置するというようなお考えがあるのかどうか、その点について、以上、私のまとめとして、お尋ねしたいと思います。

会 長 今、水谷さんから色々ご質問がありまして、それぞれ、また、先ほども申し上げましたように、団体でご議論をしていただくのに必要なお答えはさせます。それで、私からは2、3点、少し気になったことを、素案でお出ししてあるのは、全て、変え得るの余地のあるものばかりで、どれとして、絶対こうだというものではありません。ただ皆さんでご相談して、合理的であり、合目的であり、そういった全体の流れの中で、納得のいかれるもの、こういう過程を経て、やっぱり整えていきたいというのが1つと、それから、もう1つですね、職員の配置等、確かに、もうそろそろ出てきてもいいんですけども、定数は、やはり、お出しをする以上は、組織に合わせての定数ということになってきますので、そういったことも考えて、なかなか、中では作業をさせておるんですけども、ちょっと、まだ組織的なものが決まらない時に、定数的なものということもあって、ちょっと、お出しすることは、この次の段階かなと、それから、庁舎も同じことなんです。これは、また、皆さんに、色々ざっくばらんにお伺いしていく過程で、色々考え方が出て参りましょうから、その時までには、私が敢えて、会長の考えというのを申し上げるのは、皆さんのお気持ちをミスリードすることになってはいけませんので、よしますけれども、確かに、今まで、それぞれの10の市町村の持っている財産を、これは、やっぱり、それなりに税金を使って整備してきたんですから、新しい市としても、当然有効にもっていかなきゃならんと思っています。ただ、組織として、距離的な問題とか、スペースの問題とか、そういうようなことも、やっぱり、1つの市としての有り様がございまして、そんなことも、また、これからお図りをしていく。だからAの町にある庁舎をこういう目的で、Bにある庁舎をこういう目的で、だからAとBの庁舎の、新しい市として使わせていただく型が違って来る場合も当然あると思えます。それは、どこでも平等というわけにはいきませんので、そんなところをご理解いただきながら、せっかくのいい施設、私が見ても、本当に素晴らしいなと思うのが沢山ございまして、なんとかそういったもので、みなで活用したい。こんなふうに思いますので、このことも少し後にお話しが出来るんじゃないかと思えます。

それから、もう1つ、私どもの行政ですので、私が申し上げるのは変かも知れませんが、津の区画整理の事務所なんですけれども、100億円以上の事業費の仕事でございますので、本庁でやるよりは、現場に事務所を持って、そして地権者の方とも、しょっちゅう、個人の財産のやりとりでございますので、話をさせておりますので、事務所を持っているということです。だから、これから新市で、そういうような行政が

出てきた時には、当然、私は、やっぱり現場に事務所を持って、やっていく、今、皆さんのところに、こういうものもあるとおっしゃられれば、そういった事業が、果たして本庁でやれるのか、やっぱり現場へ行って、やらなきゃならんのか、これは、1つ1つの個々の例でお伺いをしていって、対応していけばいいのであって、必ずしも、今ある事務所がこうだからどう、無いからどうというものでは無いと思います。それでは、あと、まだ2、3点、随時、漏れなく説明をしていってください。

事務局長 総合支所、4課でということで、河芸町については、人口2万人を超えるというお話してございましたけれども、最後の頁の16頁ですけれども、総合支所の組織という形で、例えば 課とか、その担当制というか、担当副参事が、これは表にもございますように、事務量に応じて人員を配置していくという中で、例えば、1つの課は 課長、もう1つは 担当副参事を置くことができるということで、市民サービスを低下させないというか、そういう点では、こういう担当制で対応出来ていくんではないかという考え方を持っています。それから、安芸水道事務所ですが、これは一志もそうなんですけれど、現在のところ、まだ、先ほどの庁舎の活用、それから、どここの部分が外へ出るとか、そういうことも含めて、全体として考えていくということでもありますので、今はどこがどうというのは、お答えできません。

あと、教育事務所とか、色々ご質問いただきましたけれど、それから、建設部の営繕課、これは今建築課という形で、津市の場合になっておりまして、各部署からの建築の依頼とか、修繕などそういう形でやっておりまして、建築課の予算を持ってやっています。津市の場合は、各部署は予算を持たずに、各部署からの受託という形でやっております。ですので、今考えているのは、工事事務所、これについても、予算は営繕かです。持つかどうかで、建設の営繕課については、考えています。あと福祉関係、こども家庭課の名称などは幹事会などで検討していきたいと思っております。

会 長 水谷さん、存分な、ご意見に交換にはならなかったかも分からないけれども、水谷委員 皆さんご意見があると思うんですよ、そういう中で。
会 長 そうしましょう。それでは、どうぞ。

中川雅委員 一志町でございますけれども、私ども、去る4月4日に全員協議会を持ちまして、先般提示されました組織機構について、議論をしたわけなんですけれども、既に何度か議論をされて、かなり前進をしたと思っておりますけれども、地域審議会のことでございますけれども、地域審議会が、地域をどういうふうに、地域の意見をどういうふうに吸い上げて、運営されていくのか。諮問機関でありながら、県議も出るという、あるいは、住民の代表も入れてもらえるということでもございましたけれども、機構の中で、地域審議会のどういうふうに、具体的に関わりが出来るのかどうか、お伺いをしたいと思うんですが。住民としては、やっぱり、住民の地域の意見をどういうふうに吸い上げてもらえるのかどうかということが、非常に疑問でございます。それに対する不安感が多いと思っております。そういうことについて、何か良い具体的な事例がございましたら、お示しをいただきたいと思っております。

それから、もう1つ、総合支所でございますけれども、支所長に一定の権限を付与するということが記載されておりますけれども、執行枠が、イメージとして、どのような程度の予算枠を与えられるのか、具体的には、どのような支所長の権限があるのかという点について、ご説明をいただければ有難いと思うんですが。

それから、もう1点、一志水道事務所というのは、機構の中で設置をされるということでもございますけれども、私どもの、一志町の中へ水道事務所というのが置かれるのか、あるいは、一志以外のところに置かれるのか、具体的にどういうような事業を、どういうふうにやられるのか、分かっておればお答えをいただきたいと思っております。

高橋幹事長 私の方からお答えをさせていただきます。また、地域審議会の運営でございますけれども、今回、組織の対応としましては、各総合支所に地域振興室ということで、地域審議会を専ら所管する課長級の組織を設けまして、その、地域審議会の運営と、地

域で行われます色々な事業の取りまとめをしていくという形での対応をしているところでございます。事例と言いますか、今後、例えば予算の仕組みとか、この中でも触れております、事業振興について、どう絡めていくかというのが、地域審議会と、予算編成の仕方とか、そのへんは、また今後の議論ということにさせていただきたいと思っております。

それから、総合支所の一定の権限ということで、まとめておりますけれども、具体の金額とか、そういうことで、少し申し上げる段階では無いんですけれども、例えば、専決権限につきましては、総合支所長というのは、一応、部長級の職員を配置するという考えでございますので、本庁の部長並みの専決権限を与えていくことになるのかなという方法を考えておりますし、工事の関係でございますけれども、いわゆる本庁と工事事務所と総合支所の工事を実施すると、どういうところで線引きをするのかということにつきましては、実際の技術職員の人数とか、また、検査、工事をやった場合の検査の体制ですとか、また、そういったことも考えていく必要があると思っておりますので、その中で、あと、外部委託をどういう形で実施していくかと、そのへんのところで合理的な範囲で線を引いていきたいと思っております。一応、総合支所の工事については、支所の建設産業課の職員で対応出来る工事というのを基本に考えています。

それから、一志水道事業所につきましては、先ほど事務局長が申しあげましたように、全体の庁舎の配置の中で、考えていきたいということでございます。

会 長 中川議長さん、ずっと前から議長さんのところでご懸念の、地域審議会などの問題なんですけれども、私、行政を皆さんと一緒にやって参りまして、それこそ、おっしゃられたよう、住民の皆さん方が、どういうふうに考えていらっしゃるかということ、きちっと、我々が会得して、その行政に反映させていくというのは、これは地方自治の一番根幹の大事なことです。だから、それぞれの長がおって、それから住民の皆様方から選ばれた議員の方がいらっしゃる、そこが、一つの責任を持った、今の地方行政の基本型として、やっておるわけですよ。だけれども、今度の関係は、全国各地で色々な格好がありますけれども、そういう、一つの、いっぺんに大きなエリアになったり、元々小さいところが一緒になったりするものですから、だから、今までの基本型を、それでは、少し十分で無いところが出てくるだろうと、いくら議員の方がご努力なさっても、首長が努力しても、それではという部分を補完するのに、この地域審議会という格好を、一つ、もっと有用に活用させたらどうだと、こういうことです。だから、僕は、それが主役では無いと思うんです。こういう言い方をすると、ちょっと誤解が得られるかも分からない。主役はあくまでも長であり、主役はあくまでも議員であって、そこでやっていかなきゃならんことを、それでは、なかなか、ちょっと十分でないところがあるから、補完していこう、だから、この審議会も、合併後10年ということなんです。だから、私は、でも、そういうことは言いながらも、しかし、置いたというか、皆さん方で置いた以上は、やっぱり、ただ置いただけではつまりませんので、出来るだけ、そういう三者、また四者も五者かも分かりません、色々今まで審議会があったり、連合自治会があったり、色々な格好での行政を皆が一緒にやっているんです。だから、その中で、地域審議会が一番有効に機能出来ると、そんなふう思うんです。だから、敢えて申しますが、主役ということでは無いと思うんです。一つずつ補完をしていってくれる、そういうような形の、私は機関かなと、こんなふう思うんです。どうぞ、海野さん。

海野委員 安濃町でございますが、先ほど、青木委員の方から、今回の組織は、施策を実行するための組織・機能であると、こういうようなお話がございましたけれど、私の方から、市民の側から見た組織は、どうあるべきかということ、少し申し上げたいと思っております。調整方針の(2)に謳われておりますように、まさに、利便性を確保すると、こういう観点、非常に大事だと思っております。先ほど会長のご挨拶にもございまし

たように、これまで合併を成功させた新しい市におきまして、ある市におきましては、かなり市民生活が当初は混乱したということも伺っておりますし、また、利便性の確保ということも欠落いたしているということも聞いております。新生津市におきましては、やはり合併後、スムーズに行政サービスが移行していくような、そういう組織体系でなくてはならないと思っております。当然これは長年、この組織がそのままでもいいかという、そういうことでは無くて、適宜適切に組織を変えていくということも、基本方針で謳われております。ですから、ある一定の期間、市民の方々が、暮らしの中で、行政サービスが低下せずスムーズに受けられると、こういう組織体系を是非お作りいただきたいと思っております。そういう意味で申し上げますと、市民の方々は、従来の市町村の役場と、それから、住民の関係、このへんのところが、どうなるんだというのが、一番不安に思っておられるのではないかと思っております。ですから、急に組織をころっと変えるのではなくて、ある程度、これまでの組織を尊重したところの組織にさせていただけたらなと思っております。そのためには、この素案でございますが、これはこれから検討していく中で、検討チームを作ってください、今日のこの意見に限らず、時々意見をお聞き取りいただきながら、組織づくりの検討に入っていただきたいと思っております。6月がタイムリミットになっておりますけれども、それまでに出来ればよし、それが出来なければ、1ヶ月位猶予をもって、ゆっくり考えていただきたいと思います。

それから、先ほど出てきておりますように、支所のあり方が、どうなるんだということでございますが、権限の問題とか、予算の問題とか、教育事務所の所長の権限の問題ですね、特にそのへんのところが、大事なことかと思えます。また、教育関係は、それぞれの市町村において地域に合った特色のある特別なことをやっておられますので、教育事務所長の権限が、どのへんにあるのかと、それから、教育委員会との関係はどうなるのかというところを、十分ご議論いただきたいと思います。先ほど出ておりました水道の問題、それから保健センターの問題ですね、こういうところも、これから十分詰めていただきたいと思います。

それから、もう1点は、これは参考にさせていただきたいと思うんですが、調整方針の(6)の中で、常に見直していくということでございますが、見直しの、一つの指標を掲げられたらどうだろうかと思えます。そうでないと、なかなか見直しがきかない、だから5年で見直すとか、10年で見直すとか、ある程度の目安を掲げたらどうかと、このような意見もございますので、是非参考にさせていただきたいと思います。以上です。

会 長 議長さんが横にいらっしゃって、私が申し上げているのも、あれなんですけれども、うちの全員協議会あたりで、色々と話もし、議長さんからは、それぞれの議員さんのご意見であって、まとまった形では無いので、特にそういう意味でのご発表は無いのかも知れませんが、32人の方の意見を聞いて参りますと、一番基本の、海野さんもおっしゃった、スタートをする時に、やはり住民の方の心配というか、ご心配の緩和型が、組織にしたって、激変の緩和型が、そういう格好でスタートをしていくのがいいのか、それとも、組織なり、こういったようなものは、いっぺん決めてしましますと、なかなか、そこから変えていくということやら、それから敢えて、いわゆる、私どもの方から見れば、合理的と言うんですけれども、小さい政府型に、少しシビアに変えていくというのは、なかなか出来難い。だから、合併をした時に、この機会に、やっぱり思い切って、将来のことも考え、住民の方の税負担も考え、これから知事さんもおっしゃっているけれども、新しい公のありかたも含めて、そして、いけないことには、なかなか大変だと。だから、最初大変だろうけれども、そこを思い切ってという考え方もあるわけ。だから、色んな考え方がございまして、そのところで、一つの正解というか、現実に合ったようなものが出てくる、それがいいんだと思いたすけれどもね。海野さんのおっしゃったのも、確かに、物事を考えていく大事な切り口。ま

た、どなたかからは、ひょっとしたら、そんなことじゃなくて、僕が少しご紹介申し上げたように、皆で思い切ってやっていくというのが出てくるかも分からない。そういうところが、この協議会のありかただとっております。色々おっしゃった中でも、特に、これからの一つひとつの見直しですけれども、やっぱり、そうですね、ある程度、期限と言いましょかね、このところをいっぺん見直していこうかというようなのは、我々が経験している色んな行政、例えば、介護保険だって、何年経ったら、いっぺん見直してみようかという、そういうような一つの切れ目というのは、また、必要なのかも知れないですね。ちょっと主観ですけど。はい、どうぞ。

柴田委員 皆さんのご意見と重複する点もございますけれども、芸濃町議会の市町村合併調査特別委員会を、3月31日に開催いたしました。5点ほどございますので、事務局にまとめていただきました。それで、まず1番から、組織・機構について、説明しております。素案を大きく変えるような意見ではありませんけれども、質問や要望がありましたので、申し上げたいと思います。

6頁の工事事務所についてですけれども、何故、安芸地区には工事事務所を置かないのかという質問がございました。そして、本庁一括では、地域の声が届かないのでは無いか。また、中心地ばかりに目が向くのでは無いか、そういう懸念をする意見がございました。

また、9頁では、先ほど意見も出ておりましたけれども、水道事業所でございますけれども、安芸水道事業所があるけれども、だれか、それと何処に置くのかと。そして、これも意見ですので申し上げますと、河芸町さんは、安芸郡としても飛び地になるので、支障が起きないのではないかと。

次に、総合支所長の権限等の記述でございますけれども、あるいは、他の箇所でも、一定の権限とか、一定の範囲、一定の予算等、一定との表現が多いので、具体的な表現にして欲しいという要望がございました。また、総合支所の人事についてでございますけれども、支所の人員を削減し過ぎるとサービス低下につながると。それから、支所長については、地域のことを、よく知る者を置いて欲しいと、要望意見がございました。その他、先ほども出ておりましたけれども、地域審議会の委員の選任は、いつごろになるのか。それから、組織の体系図に、教育長という表記されていないのが、教育長の位置づけを明示する必要が無いのかなどの質問がございました。

高橋幹事長 何点か、今までの重複した質問がございましたので、重なるの無いようにお答えをいたしますけれども、工事事務所が安芸地区に無いのが、地域の声が届かないのではないかとこの質問ですが、6頁に、工事事務所と言いますか、全体の予算の仕組みの中で、本庁の所管部と各総合支所との協議で事業を進めていくと。工事事務所というのは、予算で決まった事業を実際実施するだけという、そういう整理をしておりますので、工事事務所が無いから、地域の声が届かないとか、そういうことではございませんので、ご心配無いというふう考えております。それから、水道事業所でございますけれども、施設が、今それぞれ市町村単位で水道事業を実施しておりますので、全体の連携が無い中で、今施設が給排水管ですとか、上水道の施設が分かれております。水道事業所というものは、そういう施設を管理するだけでございますので、一般の市民の皆様との、水道の関連の、給排水の停止・開始とか、手続きは全て総合支所のほうで対応するというところでございますので、事業所の有無でサービスが変化するというものではございません。そういうことで、ご理解をいただきたいと思っております。権限の具体的にというご意見、そのへん、また、色々なご意見をいただきましたので、次回までの案に具体化出来るものについては、表現を、具体化出来るような検討をしていきたいと思っております。

会 長 柴田さん、ひとつですね、人事のお話がありましたけれども、これは、最初はともかくとして、一つの考え方という、管理・運営事項だとは思いますが、常識的には、やはり適材適所ということ、人事の基本と考えれば、最初、やはり地域の

事情というのは、お互い隣同士の町や村であっても、やっぱり、十分というところもございませんので、そういうのもございませんし、お話のあったような形というのも、私は、なるほど、そういうご意見はごもっともだなと。それから、人の数なんですけれど、これは、もうご承知の上で話をしているから、失礼なことになるのかも知れませんが、やっぱり、確かに、人が多ければ多いだけ、サービスというのも、これは確かにうなづける部分もありますけれども、しかし、やっぱり、給与を払っていかねばなりませんし、少しでも、私どもは、やっぱり人件費という固定化された経費を節減をして、そして、それを、もっと、その時その時にあわせた、弾力的なサービスやら、まだまだ、うちの地域は、基本的なですね、整備というのも不十分ですから、出来ればそちらの方へ回していくというのが、やっぱり基本かなと、私は、こんなふうに思いますけれど、しかし、要は、そのへんのところはバランスでございますので、一方に偏って、無理のないように、今まで、ちゃんと、こういったようなサービスを受けておられたのに、合併した途端に、こうこうというような、やはり、これも一つの合併をした最初のスタートの時の、海野さんにも申し上げましたけれど、ご心配なり、そういった面の大きな変わりよう、出さないようにという注意は大事な部分かなと思っておりますので、また、そういうお話が、それぞれの議会で出したら、よろしくまたご協議いただきたいと思っております。どうぞ。

永田委員 すいません、美里村です。8日に、私ども、特別委員会を行いまして、その中で、色々意見が出たんですけれども、3点ほどにまとめて参りました。今後の参考になればということで、お聞きいただきたいと思っております。一志町さんなり、安濃町の町長さんからも意見が出ていて、重複するようなところでございます。まず、1点目でありまして、我々、ともすると、地域予算、いわゆる、支所の予算は、どれ位ついてくるのか、いつ頃提示されるんだというようなことが、大きな声として出ております。申し上げますのは、今も、色々、町長さんからも意見が出て、会長さんからも、それに対する答弁というか、そういったことがありましたけれど、合併によって、役場が大きく変わるわけですね。そういったことによって、いわゆる、住民の不安というものが、一番、そこら何となるんやろ、そんなことがしてもらえるんやろかというような不安というのは、住民が持っている。これは、周辺町村の、どこの町村さんでも同じじゃないかな、このように思います。そういった意味からも、今会長さんが言われたように、あまり大きく変えるというのは、どうかというように、芸濃町さんの意見の中でも、会長さんのご答弁の中にもあります。そういった意味からも、出来得れば、あまり急激に変わらないためには、やはり、地域予算というものも、かなりつけていただければ、そういった面についての不安というの解消されるんじゃないかなと、このように思います。

それから、もう1点ですが、これは、河芸町さんにはお叱りを受けるかも知れませんが、私どもとしての、地域としての、地域によって色々な意見があるか分かりませんので、教育事務所の件でございます。河芸町さんは、これで対応出来るのかというような、水谷さんのご意見でありましたけれど、私どもとしては、教育事務所での仕事は、各町村、あまり中身については大きく変らんと違うかと。それだったら、細かく置く必要があるのかどうか、ここらっぺん検討してみたらどうだろうかというような意見もございます。それに付随するわけですが、水道は安芸で1つになってしまうのではないかと、そして、水道の事故対応というものは、十分出来るのかというような心配も出ております。そこは、どちらがいいかということではありませんが、是非とも、そういったところについても検討して欲しいなというような意見等があります。そういった点、一つよろしくお願ひしたい。

会 長 ありがとうございます。教育事務所の話は、美里さんだけでなく、他にも伺いますので、そのへんの議論がどうだったのか、もうっぺん、ちょっと、よくやってみてみたいと思っておりますが、市長部局や町長部局とは違います、委員会組織ですのでね、

これが、市長部局であれば、総合支所の中のどっかへ、ちょっと、仕事の範囲に応じて、入れておけばという組織の整理だったんでしょけれど、委員会というものを独立させて、仕事をしていただいている以上は、さて、このへんがどうなのか、ちょっと、また、よく検討させます。いずれにせよ、美里さん、永田さんのところだけのご意見で無かったものですから、ちょっと、伺っていて、気になっております。

それから、地域予算ですけれども、どういった内容のものを、どの位の数字というまとめり方が出来ていませぬので、いろいろご懸念があると思えますけれども、僕は基本的には、地域予算だけが、今の美里村さんの地内にいく仕事ではございませぬから、それは、ある一定のものを本庁全体で、いちいち、箇所割りとか事業割りとか、そんなんするんじゃないかと、これは一番よく分かっていらっしゃる総合支所で、総額を判断していただくというやつですから、それ以外に、一般、本庁というか、全体組織の中でやっていく仕事というのは、美里村さんにも一杯あるわけで、なんやったら、全部美里村さんにいくか分からんし、そういう意味では、多い少ないという、美里村さんに多い少ないというところで、捉えていただくと、ちょっと、皆さんに誤解を得るんじゃないかというふうに思います。要は組み合わせですから、組み合わせ後の、全体で、結局、行政というのは、確かに、それはある程度、行政の内容やら、その時々、優先順位によって、今まで皆さんが、僕も含めてですけれど、それぞれの地域の中で、地方交付税で、ある程度レベルを一定に保障されて、そして仕事をしていくというのとは、ちょっと違うかも分かりませぬけれどね。全体が、そういうような取扱いですから、ある意味では、今まで交付税と、なんとかで、これ位の行政が出来ておったのに、自分とこの地域に投資された初年度の投資額というのは、こんなんかとか、前回の倍になったねとか、こんなような定義というのは、当然出てくる、それが、やっぱり新しい合併というものの良さだと思えますね。結城さん、どうぞ。

結城委員 美杉村でございます。私も具体的に簡潔に申し上げたいと思います。5頁でございます。5頁の上段に、農林水産部がございます。この農林水産部については、問題無いと思います。その中に、農林水産課というふうにあるわけですが、このことについて、特に要望させていただきます。現在、各市町村におきまして、農業振興、林業振興、水産振興、それぞれに積極的に取り組んでおられると思います。これは、やはり、新市にも継続をしていただいて、新市の中でも、農業・林業・水産業、そういう形で、やはり組織的に明確にさせていただきたい、そういうふうに強く思っております。そういう意味で、農業振興課、林業振興課、水産業振興課等を、ひとつ、再度ご検討をいただきたい。そのように強く要望をさせていただきます。

それから、もう1点、報告をさせていただきます。私どもも、3月30日に、合併に関します議会全員協議会がありました。この素案につきましては、基本的に了承していただきましたが、今後、当然、政策遂行、事務事業執行、そういうことについての組織・機構でございますので、大いに関心を持ち、これからも協議を続けていくと、そういうことを基本にして、素案に対しまして了承ということになったので、ご報告します。以上です。

会 長 ありがとうございます。結城村長さん、一つだけ、ちょっと教えて欲しいんですが、今、美杉村さんでは、林業振興は、どんな組織というか、課というか、やっていらっしゃいますか。

結城委員 現在、産業振興課です。

会 長 林業は付いていないですか。

結城委員 はい、その中に、林業部門があります。

会 長 林業部門があるんですね、なるほど。どこか、林業って、はっきりとした、林業振興のための組織をお持ちのところはありますか。美里さん、白山さんは、林業ウエイトが大きいですがけれども、やっぱり同じですか。産業として取り扱っていらっしゃる。そうですか。他いかがでございましょうか。

小田委員 久居市議会でございますが、新市の組織・機構についての素案、これにつきまして、色々の意見がございますが、大きく5つの項目と、その他の意見というふうにして、述べさせていただきます。ただし、各項目に対する意見の軽重、軽い重いは関係無しに、素案の頁に基づいて進めさせていただきます。

まず、第1頁、市長の事務部局の基本方針、津市を除く合併関係市町村の各区域を所管区域とする9つの総合支所を設置するという事について、申し上げます。まず、結論を申し上げます。結論といたしましては、本庁組織については、あくまでも、新市全域を対象とした事務を所掌する組織、総合支所を統括する組織として整理すべきである。それが結論でございます。理由を申し上げます。まず、第1の理由といたしまして、これは、合併協定書の趣旨に沿った作業であるのかどうかという疑問が1つございます。合併協定書においては、旧行政区域に支所を設置することにより、市民の利便性の確保を目指す。旧行政区域に支所を設置するという形で明確に示されております。このことから、津市においても、総合支所機能を設置することが妥当ではなからうかというふうを考えるわけであります。協定書の調印時には、旧行政区域は10の行政区域を指すというふうに、我々は信じて、調印に臨んだわけであります。津市を除くという文言はどこにも見当たりません。従いまして、津市を除く旧行政区域に支所を設置するというふうなことであれば、協定書を修正するなりの手続きが必要ではなからうかと、そういうふうにするわけであります。そういうことから、この件に関しましては、もっと協定書というものを、10の市町村の基本法のようなものであるという考えから、尊重して作業を進めていただきたいというのが、1点でございます。

2つ目は、効率的な組織・機能を構築するという観点から、本庁が設置される津市に総合支所を置かないという考えがあるということは、よく承知しておりますが、旧津市だけが本庁直轄の中で事業を進められるということについては、周辺部となる地域から見れば、やはり、旧津市を重点とした事業展開が図られるということではないかと、そういう懸念を感じると共に、対等合併であるという原則から勘案した場合、政策の策定、調整機能、意思決定機能が混在して、明確に分かれておられない。そういうことから、合併後の予算の取扱いなど、より公平な取扱いがされるのかどうか。公平な取扱いを基本とするためにも、本庁と総合支所の機能分担を明確にした上で、本庁の元に、10の総合支所を設置するという形で、整理が必要ではなからうかと思うわけであります。もちろん、総合支所には、現地解決型の住民サービスに必要な権限機能を充実させ、市民に分かりやすい形で整理するということが、当然のことです。この2つの理由から、先ほど結論として申し上げたように、本庁組織については、あくまで、新市全体を対象とした事務を所掌する組織、総合支所を統括する組織として整理をしていただきたいというのが、第1頁の、基本方針についてでございます。

次は、第6頁、ウの工事事務所の関係でございます。工事事務所の設置につきましては、都市計画部に本庁所管工事のうち久居市、一志町、白山町及び美杉村の区域で行われるものを所掌するために、久居工事事務所を設置すると、そういうふうになっております。このことについては、久居市、一志郡の中規模圏域を対象とした、このような組織を設置していただくということは、非常に有難い提案であるという意見がある一方、組織が複雑化するのではないかという懸念する意見もあります。このことから、工事事務所を設置することの意義、具体的な事業内容等をお示しいただいて、その上で改めて検討させていただきたいと考えるわけであります。これが、第6頁でございます。

次に、第7頁の、総合支所、課・室の名称と主な事務所掌、特に、総務課と地域振興室の件について申し上げます。これについても、まず、結論を申し上げますと、総務課と地域振興室、これを一体化して、地域振興課というふうにしていただきたいというのが結論であります。理由を申し上げます。地域審議会及び地域振興事業に係る企画及び調整等を図るため、総務課に地域振興室を設置するとされておりますけれど

も、地域振興室の所掌事務については、地域振興事業に係る企画等、非常に重要な内容が位置づけされているところでもあります。このことから、総務課の所掌事務を一部見直して、総務課と地域振興室とを統合した上で、地域振興課を設置していただき、地域振興事業の重要性について、明確な位置づけをしていただきたいと思います。ちなみに、隣の松阪市においては、総合支所に相当するものとして、地域振興局というのが置かれておるということを示させていただきます。

次に、第8頁であります。総合支所長の専決権限等についてです。これは先ほど、芸濃町の議長さんがおっしゃられましたのと、概ね同じでございます。工事事務所に係る建設工事の所管について、一定の規模までの道路、下水道、云々ということから始まって、工事事務所長の権限として、一定の範囲内で、所長の専決権限を執行出来るとか、あるいは、総合支所長に一定の権限を付与するとか、一定の予算を総合支所長において執行出来るとか、一定の規模までの道路、下水道等、一定というだけの記載であって、具体的な内容について、なんら言及されておりません。組織・機構を検討するに当たっては、これらの、総合支所長等の専決権限を切り離して考えることは出来ないのです。早急に具体化をいただいた上で、同時に検討すべきという強い意見が出ておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、4つ目でございますが、これは9頁でございます。その他の組織の水道局、イの出先機関の設置というところでございます。まず、結論といたしましては、久居市においても8町村同様に、水道事務所を新設して設置をしていただきたいと思います。そうすることが結論でございます。理由といたしましては、久居市の給水人口、約3万9,000人、その水道事業を運営するとともに、現在までの住民との関係は、非常に、住民の多くの皆様のご理解を得て、うまくいっております。それに、給水人口、約2,000人を上回る、榊原簡易水道事業を運営しております、そういうこともございます。また、漏水等の緊急時の対応については、現在、基本的に市の職員で対応をいたしております。公認事業者による緊急時の対応を基本としております津市の水道事業運営形態とは、大きく異なっているところでもあります。久居市では、現在の方式が非常に定着して、うまくいっており、激変は、この際、適当で無いというふう考えるわけであり、2つ目は、水道事業に係る市民窓口については、総合支所の生活課の所掌事務として、上水道に係る相談等々位置付けられておりますけれど、市民の相談に対応する部署と、実際の業務を行う部署とは、同一であることが、最も市民に分かりやすい組織であるということが、考えられるわけであり、もとより、水道事業は市民生活に最も密接な関係のある事業であり、私どもとしては、非常に重視をしております。これら水道局の組織・機構の検討にあたっては、久居市における水道事業規模、施設規模等を十分に勘案していただくとともに、水道事業の市民生活に与える重要性に鑑み、緊急時の対応における津市と久居市の現況の差異、簡易水道を抱える地域事情を十分に理解をしていただいて、調整をしていただくようお願いしたい。重ねて申し上げますが、議会においては8町村同様に、久居水道事業所を設置していただきたいと思いますということでございます。

その他、議会においては、色々な意見が出ております。開発工事の許可、建築確認申請については、現在久居市の窓口で受付を行っており、合併後も総合支所窓口で対応すべきじゃないか、あるいは、総合支所においても、検査担当職員の配置と、検査対応体制の設置が必要である等々の意見が出ております。以上のように、当議会におきましては、非常に沢山の意見、質問が出されました。これらの問題解決にあたっては、今後協議会において十分協議調整を進めていただくのは当然でございますけれど、時間的な制約もありますことから、幹事会での実務的な協議、実務者協議により、より具体的な検討をしていただく、そういうふうをお願いをしたいと思うわけであり、出来るなら、分かりやすいように、文書でお知らせをいただきたい。特に、組織・機構の検討にあたっては、行政の都合では無く、合併協定書に記載されている通り、

市民の便利性の確保を図る中で、合併による市民生活への急激な変化を与えること無く、市民サービスの低下を招かないことを基本に、市民の立場に、あるいは、目線で、検討していただくように強くお願いをして、久居市議会の意見とさせていただきます。終わります。

会 長 ありがとうございます。それでは、ご意見の中にも、多少質問もございましたので、幹事長さんお願いします。

高橋幹事長 承りました意見をもとに、幹事会等で議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、総合支所を津市の区域にもということですが、この合併につきましては、いわゆる分庁舎方式を取らずに、本庁舎は現在の市役所と、それぞれの市役所、役場は、支所として活用していこうという大きな方針が示されております。その中で、仮に、この津市の区域に総合支所ということになりますと、管内人口 16 万に対応する支所ということで、非常に大きな規模の支所を置かざるをおえなくなります。それと、本庁との組織、色んな機能の重複というのが出てまいります。また、ここで示しましたように、支所というのは、単なる窓口機能だけでは無く、その地域において、色んな事業をしていく上での総合支所という位置づけをしておりますので、そういった観点を、色んなことを総合的に考えまして、このような提案をさせていただいたということでございます。それから、地域振興室でございますけれども、先ほど会長からもございましたように、地域審議会というのが 10 年の時限の設置でございます。その中で、この 10 年間、集中的に大変重要な事業を実施していくという上で、総務課とは別の組織として設置したということでございます。1 つでいいというご意見が多くあれば、そのような対応も考えたいと思っております。幹事会で検討させていただきたいと思っております。それから、水道ですけれども、水道は、ご承知のように、水道料金、非常に低い時点で、全体の地域の皆さんに利便をとということで、調整をさせていただきました。その中で、一般会計から、本来独立採算である水道事業に、一般会計から、かなり多額の繰入れをしないといけないという中で、効率的な運営が求められております。ということで、一方で市民の皆さんのサービスを低下させないということで、いわゆる、市民向けの窓口サービスについては、それぞれ地域の拠点であります総合支所で行っていただいて、給配水管、浄水場の施設管理のみを、事業所のほうで行っていただくということで提案をさせていただいているものでございます。以上でございます。

小田委員 私が申し上げました中で、まず、第 1 点目の、総合支所の問題ですが、人口が多いからとか、少ないからとかというふうなお話が出ましたけれど、最初申し上げたように、これは対等合併であって、合併協定書というものが、きちっと、10 の市町村が苦勞して、苦勞して、作り上げたものがあるので、やはり、それを基本として考えていただきたいと思いますということですね。それが 1 つと。それと、水道についても、色々窓口がどうのこうのというふうなお話が出ました。津の水道局は久居に近いとかということもあるかも知れませんが、距離とか、そういうことよりも、現在市民が受けているサービス、満足度、これを如何にして維持していくかということをもっと考えて具現化するというふうをお願いをしたいと思っております。色々、本当はあるんですが、細部事項については、幹事会の方へも、意見質問書として提出してありますので、それらのことについては、しっかりとご検討をお願いしたいと思います。以上です。

会 長 色々ご意見を聞いてまいりました。一通りお伺いしましたでしょうか。はい、どうぞ。

長谷川委員 河芸町の長谷川ですけど、時間がありませんので、簡単に要約して申し上げたいと思っております。こういう合併を成功させた、成功させないというポイント、判断の基準、その参考になるかと思っておりますので、申し上げます。私たちは合併で色々苦勞しておりますけれども、ここまでつないでできました。それで、合併したところの各支所長に会ってきました。三重県内はもちろん、各県で、幾つかの支所長と、1 時間から 2 時

間にわたって、部長を連れて行ってまいりました。そして、合併後の色々と意見が出たわけですが、一番困っているのが、支所長に権限を与えると決まっているのに、権限を与えると言いながら、予算の裏づけが無い、少ないところは、1年間に70万しかない。それで、住民から突き上げられて、本庁と支所との、住民と板ばさみになって、病気になった。そういう傷心としている方が、大分ありました。それから、本当に、意見を、張り切ってどんどんやる、住民の人気がある、合併して良かったと、それは岐阜県にもありました。岐阜県で、大体3,000位の人口でしたけど、いろいろ議論をつなげて、やっぱり、意見を、このように、どうせい、こうせいと、色々論理的にも特性を生かせとかがあります。それで、そうなると思っていたところですけど。そこへ行きますと、3,000の人口のところに行きましたら、支所長と話をしておりましたら、一番大事なことは何かと、それは権限を与えられても、実際は、結果的には権限を与えられないと、私のところは、権限とその裏づけである予算を7億もいただいております。対応の時には、即、あそこのうちはどこかと、すぐ対応が来ると。それから、一番大事なことは、例えば 町の職員のトップが所長になっておると。ほとんど行政を把握できる。よそから、本庁から来たところは皆失敗。例えば、美里村であれば、美里村の一番トップの職員が所長になっておると、まず。それから、予算がどっと入ると。それで住民と一体的に末端まで浸透しながらやっていくと、スムーズにいくと、これは大成功。議論はありますけれども、成功かしないか、したかしないかという、そのポイント、最大のポイント、判断の基準は、支所長に権限と、その予算の裏づけ。まず、予算を与えなくては何もならないと思います。何処へ行っても、成功したところはそうです。幸いにしまして、近藤会長さんは、予算は十分出すと言うておられますので、それで、もっと先に、この問題は、もっと先だと思っておりますけれども、遡って考えますと、体験的に、今から言うておかないと間に合わない。そういう皆様の意識と、統一見解を持って、この合併に臨んでいただきたいと。何としても予算、一つの予算をどんどん与えると、そういうことを大前提に、その点参考になりますので、お願いしたいと思っております。以上です。

会 長 長谷川町長さんから、予算のお話がありましたけれど、ちょっと余談になるかも分かりませんが、我々、みんな、市長会なり、市町村長会に、権限と予算をと、こう言っておるわけですね。そういうことにやっておりますので、だから、長谷川さんがおっしゃっていただいたこと自体は、何も私たちが、日頃地方自治の分権化のために、やろうとしていることと、ちっとも矛盾も何もなく、その通りだと思います。ただ、予算も、どっと合計にしますと、物凄いドットになりますので、そういったことが、実際、現実の行政として、どういうふうになっていただくというのは、また、これは、行政の実態として、皆さん方と数字を見てしていかなくてはならないのかなと思っております。いいバランスでやっていきたいですね。美里さんにも申し上げましたけれど、支所長に与える権限が、全部の行政ではございませんですね。やはり、新しい地域から出ていらっしゃる議員の方を中心にして、どういう行政をやっていくのかということも議論していく、そういう活発な議会を中心とした地方自治というのが、一つはあるべき姿ですね。また、こんなことを皆さんと、よくお話をしていきたいと思っております。なんか、中途半端みたいなことを申し上げますけれども、要は、全体、そういう、バランスと言いましょかね、そんなところの問題にもなっていくのかなと、こういうふうにも思いますが、長谷川町長さんが、今までの合併例なんかをお勉強なさって、おっしゃった、そういう考えというのは、僕は非常に貴重なものであり、住民の皆様方の気持ちから離れて、我々だけが合併成功云々したというわけではございませんので、それは、私もよく心得ているわけでございます。ただ、今日も、冒頭で申し上げましたけれども、それぞれの議会では色んな意見が出てくると思っております。本当に、うちの議会でも、全く反対のというか、違った意見、これは出て来て当たり前でありまして、私も皆が全く、100人が集まって100人意見が同じというような行政こそ危な

い政治でありまして、反対があつて、それが当然一番あるべき姿だと思っておりますので、そういう意見はしっかりと伺いをしていきたいと思つていますが、反対の人の一つの意見が絶対であるというようなものの考え方というのも、我々は気をつけていかななくてはなりませんし、口幅ったいことを申し上げましたけれども、それから最後に長谷川町長さんがおっしゃられましたように、時間があるようでございませぬので、その点、よく幹事会なり専門部会、それこそ、ここまでやって参りますと、本当に具体的な、個々の具体検討でございますので、よく全体の勉強もさせながら、やっていきたいと思つてます。また、十分、皆さん方の議会にご答弁いただくような内容が詰められなかつた点は、幹事なんかに通じていただきまして、また、全体の議論のありようを、その時その時にご発表いただけたら、そんなふうに思つてますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。また、ご意見あるかも知れませんが、ちょっと、この件は、途中でございませぬので、このへんにいたしまして、予定の時間もございませぬので、次の会議次第5、新市の市章募集要項ということについて、進めさせていただきたいと思つてます。

5 新「津市」市章募集要項（案）について

事務局長 新「津市」市章募集要項（案）につきまして、ご説明いたします。7頁をお願いいたします。趣旨ですが、平成18年1月1日に合併して新「津市」が誕生することに伴ひまして、新「津市」の将来像である「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」にふさわしい「市章」を制定することを目的とし、実施するものであります。次に、募集する市章は、市旗、市章（バッジ）等にも使用できるデザインであること。用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーションは不可とする。自作の未発表作品であることとします。次に、募集方法は、一般公募として、募集期間は、平成17年6月上旬から平成17年7月15日までとしてありまして、今後準備を進めまして、出来るだけ早く募集を開始して参りたいと思つてます。次に、募集方法等は、応募資格は問わずに、同一人の応募は、1人につき3点以内とします。応募作品は、縦横15センチの枠を書いた用紙を使用します。応募に当たっては、デザインの趣旨、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号を記載することとし、合併協議会事務局へ持参、または郵送（当日消印有効）とします。次に、選考方法は、応募作品から優秀作品5作品を選考し、構成市町村の住民アンケートを実施した上で、津地区合併協議会において最優秀作品を決定することといたします。次に、賞品は、最優秀賞1点で、賞金20万円、優秀賞4点で、賞金各5万円、特別賞として、数点で賞金1万円を考えております。入賞発表は、新聞、広報誌、ホームページ等で発表するとともに入賞者に通知をいたします。次、著作権等につきましては、採用作品に関する一切の権限は、津地区合併協議会及び新市に帰属することとする。応募作品は返却しないこと。採用作品の使用にあたっては、必要に応じ作品に若干の変更を加える場合、またはモノクロで利用する場合があることを定めております。その他、新市の市章の選定に関し必要な事項については、津地区合併協議会において定めることとしております。

9頁をお願いいたします。スケジュール案でございますが、市章募集を行ひまして、8月には1次選考、2次選考を行ひ、5点程度選考いたします。その後、アンケート用紙等の準備を行ひ、10月には、優秀作品5点について、住民アンケートを実施します。アンケート用紙は、構成市町村、全世帯への配布を行うと共に、構成市町村の主要施設にも、用紙を配置して、広く住民の皆様にご覧いただきたく考えております。そして、11月にはアンケート結果を参考にいたしまして、合併協議会で最優秀作品を決定したいと考えております。これらを踏まえまして、新市の発足に向けて、市旗等の制作を行って参りたいと思つております。以上でございます。

会長 ただいま、市章の募集について、お諮りをいたしました。少しお金を使いますけれ

ども、聞いていただきましたように、この市のもとにというような感じで、使っていくものでございますから、丁寧に皆さんのご意見を聞いていただきたいと思います。それから、これは単にしようということではなくて、やはり、こういうことを通しまして、なるべく早く新市の一体感をと、こんなふうにも思いますので、どうぞ、よろしくご理解をいただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(了承を得る)

会 長 ありがとうございます。それでは、今申し上げましたように、進めさせて参りたいと思います。

それでは、最後です。次回の協議会の日程等につきましてお諮りをいたします。

6 次回の協議会（第38回）について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成17年5月30日（月） 午後1時30分

場 所 津センターパレス 5階 津市センターパレスホール

会 長 以上でございます。少し、お話をいたしました日が5月30日でございますので、時間がございます。なるべく早く、この組織・機構の修正案につきまして、幹事会等を通して、皆さん方と、相談をいたしまして、まとめて参りますし、その他のことにつきましても、出来る限り、具体のことを決めて参れば、当日お諮りをしたいと思しますので、よろしくお願いをしたいと思えます。今日は、どうもありがとうございました。長時間、いいご意見を、色々聞かせていただきまして、ありがとうございました。

平成17年5月24日

署名委員 1号委員 一志町長

印

2号委員 白山町議会議長

印

3号委員 津商工会議所常議員

印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。